平成２２年（フ）第２３号
熊本県球磨郡相良村大字四浦東2797番地、開始決定時の住所熊本県球磨郡相良村大字四浦東2890番地１
破産者　堀川　金泰
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第３０号
宮崎県日南市吾田東３丁目３番16号
破産者　分田　剛司
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
宮崎県小林市細野3268番地
破産者　小園　敏文
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２８５号
宮崎県日向市曽根町１丁目140番地、開始決定時の住所宮崎県日向市永江町１丁目128番地３
破産者　平坂　恵実（旧姓久嵜）
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第１３７号
富山市水橋畠等296番地137
破産者　坪井　　正
１　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
２　一般調査期日　平成23年10月18日午前10時30分
平成23年７月19日　　富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５００号
大阪市天王寺区筆ケ崎町５番53―602号
破産者　古田　秀之
１　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
２　一般調査期日　平成23年９月５日午後３時30分
平成23年７月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２５６号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目３番17号　サンライフ藤井102号
破産者　安宮　惠美（旧姓倉橋）
１　破産債権の届出期間　平成23年８月16日まで
２　一般調査期日　平成23年９月12日午後４時
平成23年７月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８号
北海道岩見沢市美園５条８丁目10番６号
破産者　清水　英孝
１　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
２　一般調査期日　平成23年９月９日午前10時
平成23年７月20日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１７７号
広島市安佐北区可部６丁目46番21号
破産者　宮本　京子
１　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
２　一般調査期日　平成23年10月３日午後４時
平成23年７月20日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９１号
広島市安佐南区安東４丁目18番14号
破産者　島田　　誠
１　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
２　一般調査期日　平成23年10月18日午後３時
平成23年７月20日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１８７号
京都市南区東九条松田町６番地48、前住所京都市南区東九条中殿田町14番地６
破産者　前岡　範全
１　破産債権の届出期間　平成23年８月31日まで
２　一般調査期日　平成23年９月27日午前10時30分
平成23年７月19日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
岡山市北区白石東新町３番地104　プリムヴェール壱番館203
破産者　藤森　　幸
１　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
２　一般調査期日　平成23年10月14日午前11時
平成23年７月19日
岡山地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第３７７０号
大阪市北区西天満３丁目14番16号西天満パークビル３号館10階
破産者　株式会社アド関西
１　期日　平成23年９月５日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第３９５号
長崎県佐世保市卸本町27番３号
破産者　千日電設株式会社
１　期日　平成23年９月16日午後３時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月20日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第３０８号
長崎県佐世保市指方町2787番地
破産者　株式会社高橋土木
１　期日　平成23年９月16日午前10時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月14日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成１８年（フ）第６８００号
大阪市中央区北浜１丁目１番９号
破産者　オ一産業株式会社
１　期日　平成23年９月21日午後３時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月20日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第３００号
宮崎県日向市大字財光寺376番地６
破産者　平岡　　彰
異議申述期間　平成23年９月20日まで
平成23年７月20日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第３７号
宮崎県日向市大字財光寺124番地１
破産者　森田　千栄（旧姓野田）
異議申述期間　平成23年９月20日まで
平成23年７月20日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責審尋期日

平成２３年（フ）第６１３０号
東京都台東区上野１丁目７－４―2003、住民票上の住所宮城県仙台市青葉区八幡３丁目９―14―1003
破産者　山岸　潤一
審尋期日　平成23年10月24日午後１時30分
平成23年７月19日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第４８号
東京都世田谷区上祖師谷１丁目17番７号　スカイハイツ上祖師谷206
再生債務者　茂木　博男
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月11日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年９月２日から平成23年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部